

会議名 (審議会等名)	平成21年度 第4回 川西市産業ビジョン推進委員会 商業振興方策検討部会		
事務局 (担当課)	市民生活部 地域活性室 商工・観光課		
開催日時 開催場所	平成21年12月10日(木) 午後6時～ 市役所4階 庁議室		
出席者	委員	佐々木部会長 上野部会委員 田中部会委員 河野部会委員 野中部会委員 高畑部会委員	
	その他	高槻市商工観光推進室 副主幹 オブザーバー 川西市商工会 事務局長 コンサルタント 関西計画技術研究所 主任研究員	
	事務局	多田市民生活部長 大森地域活性室長 大南商工・観光課長 丸野課長補佐 福美主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 高槻市の「地域における商業の活性化に関する条例」について(高槻市商工観光推進室副主幹) 2. 質疑応答 3. 商店街等活性化調査の結果について 4. その他		
会議結果	別紙のとおり		

1. 高槻市の「地域における商業の活性化に関する条例」  
について

高槻市担当者より説明

## 2. 質疑応答

部会長

我々が議論を重ねてきて、なかなか歯がゆいと言いますか、胸の中にモヤモヤが残るところもありましたが、ただ今論点を明確にしながら説明を頂きましたので、委員の方々も色々と整理をして頂くことができたのではないのでしょうか。

また、条例の第7条で「市の役割」というものがありますが、我々もなかなか見えにくかった論点の1つであります。行政が関わってくるとお金といいますか、補助金的な部分に目が向きがちになりますが、実はそうではないということです。特に最後の方でご説明を頂きましたように、第7条(1)に「情報の収集および提供に関すること」というものがございます。これは、条文だけを見ますとさっぱり見えてこないのですが、実際にお話しを伺うと、任意商店街組織に対する資料づくりや情報提供など具体的に汗をかかれていますということでした。

そのようなことも含め、地域を支える地域商業に対してどのような下支えが必要なのかということ非常に明確にお話し頂けたかと思えます。

それでは、不明な点やお聞きしたい点などがございましたら、お願いいたします。

部会委員

コンビニエンスストアはどうでしょうか。

高槻市

商店街に軒を連ねているコンビニエンスストアについては、基本的に加入して頂いております。ただし、商店街の区域外になりますと、面積的にも150㎡から200㎡くらいですので、これは条例の規定にも引っかかりませんので、どこにも加入されていないというのが現状です。

部会委員

郊外など商店街の区域外にあるコンビニエンスストアはそのままということですか。

高槻市

はい。

世田谷区などでは市内に複数展開されているコンビニエンスストアについては、一企業として店舗数に応じた賦課金があるということです。特に、コンビニエンスストアについては、エリアマネージャーが市内をぐるぐる回っているので、エリアマネージャーとの接点の中でそのような取り組みを展開されているということです。高槻市はそこまでの取り組みは実施しておりません。

部会委員

例えば、地域の商店街の中にはなく、郊外で商工会議所に加入しているという場合はどうですか。

高槻市

商工会議所へは別途、加入されている場合もあります。

部会委員

商工会議所に加入しても、こういう地域の条例にかからないということですね。

高槻市

単刀直入に言いますと、条例策定の過程で商工会議所はあまり関わっていませんでした。この辺が他市とは違う部分だと思いますが、やはり商工会議所と商業団体連合会の双方に加入していただくような条例にはしておりますが、まだ整理が出来ていない状態で、今後の課題ではあります。

部会委員

他市はどうですか。

高槻市

色々ですね。商工会議所が中心になって条例を作られた所は、当然ながら商工会議所が中心ですし、それはその自治体によって様々だと思います。

部会委員

資料P3の加入率は79%となっておりますが、これは商工会議所に入っていない商業者も含まれているということですか。

高槻市

これはあくまで、そこのお店が立地する商店街の組織に入っているかどうかという率を足したものです。

部会委員

商工会議所だと範囲がもう少し広くなると思いますが、川西市では50%という話を聞いております。これは川西市の商工会の加入率ですが、その数字とは比較は出来ませんね。

高槻市

そうですね。

部会委員

条例の第7条を気にしていたのですが、行政はあくまで側面的な支援であるということですね。いわゆる「側面的な支援」＝「助成金、補助金、人材等」と書いてありますので、現実の問題として、行政はどのくらい、金額的に出されているのでしょうか。それから世田谷区では、加入促進キャンペーンの為に200万円を出されていますが、高槻市の場合はそういう面に関してどれくらいかかっているのですか。

高槻市

結論から言いますと、この条例に伴って新たな補助事業を興したということは一切ございません。先程もご説明した通り、基本的にはあくまで寄り添う形で、例えば、大型店と交渉する際に同行したり、冊子を作るお手伝いをするということです。

商業団体振興補助金というメニューがありますが、その中で対応しており、新たな予算を乗せたということはありません。逆に、お金をつけたからといって活性化するものではありませんし、やはりお金を使うには当然、人が必要になる訳です。人がいない商店街はお金を使うことも出来ないということ。人にやる気を起こしていただき動いてもらうということが大前提です。

部会委員

イベント事業等に関する補助は、当然、その都度ある訳ですよ。ね。

高槻市

そうです。ジャズストリートであれば11回目ということですが、当初から文化振興課で補助金をお出ししています。

部会委員

川西市の場合と若干違うと思うのは、商工会を中心とした動きではなく、どちらかと言えば商店街を中心とした動きになっている点です。川西市は、どちらに重きを置くのかということが問題になります。やはり商工会が中心になるべきだろうと思います。

高槻市と川西市では商店街の数が全然違いますので。

高槻市ではアーケード付の商店街は現存されていますが、川西市の場合、川西能勢口駅の周辺は特になくなってきています。ですから、範囲の狭い商店街の取り組みと全体の取り組みとは当然変わってくると思います。

高槻市においては、商店街を中心に活動をされていて、それを活性化するための条例であるという受け取り方をしている訳ですか。

高槻市

そうですね。もちろん条例を作る過程の中では、このパンフレットにも紹介しておりますが、お二人のキーパーソンのやる気が凄いのです。

世田谷の商店街理事長さんのやる気に良い意味で感化され、高槻市でもぜひこれをすぐにやりたいということで、半年間というかなりの短期間の中で条例を策定した経緯があります。本来だと、議論をもっとしっかりするべきだと思いますが、一気に進めました。若干その後の取り組みが停滞している状態ではあります。

部会委員

条例を出されて半年であると思いますが、この条例を作られて、もちろんこの商連の加入率が上がっていると思いますが、経済的に人が凄く増えたとか、お客さんが増えて売り上げがアップしたとか、具体的なプラス面は表れているのですか。

高槻市

正直に言いますと、この条例では売り上げが何%上がったとか、来街者が何%上がった等の数字は表れません。ただし、組織があるから事業に取り組むということ、先程の芥川商店街の事例もそうですが、組織がバラバラであれば、アーケードのリニューアルも出来ず、国からの補助金もいただけません。そういう副次的な要素で事業を行い、結果的に空き店舗を解消したということは言えます。

部会委員

この条例ができて、郊外の商業は何か影響がありましたか。

高槻市

実はそこが一番の悩みの種でして、この3年間はどちらかというところと中心地の活性化に向けて力を入れてきました。中心市街地活性化法に基づく基本計画も先日認定されたのですが、それは全体計画の中で商業をどうするかというランドデザインを描いたものであり、やはり住宅街の中に立地する商店街をどうしていくのかということが、我々も市長から言われ続けていたところでもあります。

そして、ようやく中心部がひとつの区切りを迎えましたので、今年の8月に、平成22年度から新しく施行される地域商店街活性化法というものが制定されましたが、その法の枠組みや条例を使い、力を入れていこうと思っております。ただし、郊外も既に商店街の体を成していないとか、半分が住宅になっている所は、今さら元の状態に戻すことは無理なので、郊外の中でも場所を3箇所ほど絞り、そこから活性化を仕掛けていこうかと考えております。

部会委員

その郊外の商店街の規模はどれくらいの大きさですか。

高槻市

現在取りかかろうとしている商店街は80店舗くらいです。もちろん長い道路に点在している地区も含めて80店舗ということです。

また、小さい所は団地の1階部分に展開している商店街で、20店舗くらいです。あと、富田駅周辺の商店街は100店舗くらいです。

部会委員

郊外の商店街でも、川西と全然規模が違いますね。

部会委員

例えば郊外に商店街があって、その中で店舗数が50店舗あり、商店街に加入されている店舗となると20店舗しかないという所がたくさんありますね。その辺はどういう形で対等に扱っておられますか。

高槻市

そうですね。おっしゃる通り、郊外のほうが加入率は低い状態です。

部会委員

特に現在は中心部の商店街でも歯抜けが多くなっています。郊外になると一軒家で営業をしても、商店街への会費を払うのがしんどいから辞めていくということが現状です。この辺をどういう形で取り込んで一本化するのかということが難しいですね。

高槻市

先程、高槻市内の商店街であるセンター街は加入率が100%というお話をしましたが、どうしてそこだけ100%なのかとよく聞かれます。

そのセンター街の商店街の理事長さんはとても積極的で、新しく出店した店主に対し、商店街の規約や状況を詳しく説明し、加入いただくようになりかなり努力をされています。またセンター街の商店街規約でおもしろいのは、テナントが加入しない場合はオーナーが負担するという条項が設けられているので、結果的には誰かが払うというしくみになっております。

部会委員

ということは、新規のお店が出来た場合に、商店街の方や会長さんがとりあえずは積極的に勧誘に行くということですね。

高槻市

そうですね。

## 部会委員

加入率はアップするかもしれませんが、コミュニケーションという面ではどうですか。対大型店、または対地域の中の業者でもいいのですが。

## 高槻市

やはり連合会の忘年会等の定期的な集まりに終始しているところがあります。大型店もこういった経済状況の中で、基準がはっきりしないものにはお金は出せないということで条例をつくった時に課題になりました。やはり面積に応じた基準作りですね。それから大型店に対して、働きかけを行う時のマニュアルとかガイドラインは作りました。これは行政でお手伝いさせていただきました。

## 部会長

最後に私からひとつお聞きしたいことがあります。

地域産業振興条例やあるいは地域商業の振興条例とか、非常に抽象的、理念的な大きな条例にでき上がっております。そこに「商工会議所、商店街等に加盟する」という具体的なものが入ってきております。それについては、高槻市で条例を制定されていく過程の中で違和感があるものではなく、地域商業を振興させるために、様々な事業を展開する母体・事業を支える組織を維持するための仕組みであり、その仕組みが地域商業の振興につながるということになるのでしょうか。

## 高槻市

そうですね。今お話をいただいた様に、高槻市には産業振興基本条例はございません。企業立地は企業立地促進条例、商店街は地域商業活性化条例がありますので。そういう体系だったものを形としては捉えていません。ただ、やはり、やりたい団体の長が手を挙げて作りたい条例、活用したい条例というものを重視しましたので、政策的な体系の整理というよりは、名より実を取るという形となっています。

## 部会長

ありがとうございます。

高槻市の方から非常に詳細に、我々が知りたかった事などのご説明をいただきました。本当にどうもお忙しい中ありがとうございます。

## 3. 商店街等活性化調査の結果について

コンサルタント 結果概要（第1回）の報告

## 4. その他

今後のスケジュールについて

- ・ 第5回部会については、1月下旬～2月第1週目で日程を調整
- ・ 第6回部会については、可能であれば2月中
- ・ 3月に産業ビジョン推進委員会へ報告

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。